

第 338 回（第 22 期第 11 回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和 6 年 3 月 12 日（火） 14：10～16：20

於：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 J F しまね西郷支所 3 F 会議室

1 出席委員（敬称略）

牧野 一（1 番）	大西 寿春（2 番）	吉田 篤司（3 番）
池田 速人（5 番）	升谷 健（6 番）	小谷 茂雄（7 番）
林 千枝子（8 番）	亀谷 潔（9 番）	平木 操（10 番）

2 欠席委員（敬称略）

前田 芳樹（4 番）

3 議題

- （1）島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- （2）令和 6 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - ① するめいか
 - ② くろまぐろ（小型魚・大型魚）
- （3）知事許可漁業の制限措置等を定めることについて（諮問）
- （4）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ① 令和 5 管理年度 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
- （5）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）
 - ① クロマグロの遊漁に係る指示
 - ② 九州・山口北西海域のトラフグの資源管理に係る指示
- （6）資源管理の推進に向けた新たなロードマップについて（報告）
- （7）クロマグロ関係（法律の一部改正）について（報告）
- （8）令和 5 年の島根県漁業の動向について（報告）

4 挨拶

事務局長（栗田） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）

水産部長（仲村） 挨拶（省略）

5 議事

議長（9 番：亀谷委員）による議事録署名者の指名

議事録署名者：3 番 吉田 篤司、6 番 升谷 健

(1) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

諮問案件でございます。事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（寺谷）

～資料1により説明～

- 国基本方針の別紙3に新たに位置づけられた5つの資源（あかがれい日本海系群、きだい日本海・東シナ海系群、そうはち日本海南西部系群、ひらめ日本海中西部・東シナ海系群、まだい日本海西部・東シナ海系群）について、県方針の新たな別紙2として定めることを説明。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、ただいま諮問のあった内容について詳細に説明があったところでございますが、これより委員の皆様の御意見、御質問をお受けいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。何か御意見、御質問ございませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それじゃあ、ないようですので、この諮問案件については御異議がないということで答申いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、異議ない旨といたしまして答申いたすことにいたしました。

(2) 令和6管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

諮問案件でございます。よろしくをお願いいたします。

県庁水産課（寺谷）

～資料3により以下の内容について説明～

①するめいか

- 令和6管理年度国全体でのTACは79,200トンで昨年度から変動なし。
- 過去3ヵ年（R2～R4）の漁獲実績の比例に基づき、配分を決定。
- 島根県は現行水準となるが、目安数量としては229トン。

②くろまぐろ

小型魚

- 島根県の配分は94.6トン。
- 内訳は以下のとおり。
 - ・沿岸くろまぐろ漁業：61.0トンで前年度から変動なし。うち隠岐は23.7トンで同じく変動なし。
 - ・定置漁業：29.7トンの2.7トン増。うち隠岐は5.8トンの0.6トン増。
 - ・その他漁業：0.9トンで前年度から変動なし。
 - ・留保枠：3.0トンの0.1トンの増。

大型魚

- 島根県の配分は25.6トンの0.1トン増。
- 内訳は以下のとおり。
 - ・定置漁業：24.3トン。うち隠岐は4.7トン。
 - ・留保枠：1.3トン。

議長（9番：亀谷委員）

ただいま事務局より、スルメイカ、クロマグロについて漁獲可能量の設定についての詳細な説明があったところでございますが、これより、その内容について皆様の御意見、御質問をお受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

どうぞ。

3番：吉田委員

今、沿岸のクロマグロの小型のクロマグロが増えたおかげで、このイカが少なあなっただけということは、県のほうではどう考えていらっしゃる。

このスルメイカというのは、隠岐の島の周辺で産卵しちょうへんかいな。

県庁水産課（寺谷）

まず、1つ目のクロマグロが増えて、それがイカの資源量が減っているんじゃないか、クロマグロが食べているのではないかという……。

3番：吉田委員

現に私ら、11月から12月にかけてやるクロマグロの小さいの、3キロから4キロぐらいのやつを釣っていますけど。そいつを釣り上げたときにスルメイカの小さい、このぐらいの生まれたばかりぐらいのやつ何十匹も吐くだわね、釣り上げた1匹でね。資源のためには、クロマグロが増えて、それでイカが少なあなっただけ、獲れんいうやなことは、県のほうでは考えておられますか。

県庁水産課（寺谷）

捕食の影響とかは国のほうの研究機関のほうで、まだあまり関係性を明確に調査できていない状況で、様々な会議でも、同じようにクロマグロだけたくさん増やしても、イカが全然なくなってしまったらいけないじゃないかっていうような意見はたくさん受けておるところがあるんですが、その関係性がゼロでは当然ないと思いますけど、まだ水研の中で科学的に説明できる状況ではなくて、本日の資料の一番最後のほうで、ロードマップの中で説明をしようと思ってましたが、資源評価の精度をどんどん高めていくというのが今後、国として進めていくとなっておりますので、このような関係が分かれば、考慮していかないかんと考えておりますが、すみません。

3番：吉田委員

私どもの考えでは、小型のクロマグロでも、半分ぐらいにしてもらったほうがいいと思うんだよね。結局今は、この近年も冬イカというのが全く獲れない。11月、12月に獲れるイカが全く獲れない。前は獲れた。それいうのも、結局ヨコワがものすごい増えてて、昔から、親の代から言われてて、ヨコワの多い、とても釣れる年はスルメイカが全く獲れん。そういう謂れもあったので、小型のクロマグロをある程度は釣らせてもらえんかね。我々漁師もイカ獲る者もおらん、ヨコワも結局、イカしか獲ってないもんはどげするだ。ヨコワも全く釣れんかったらな、水揚げも全くゼロ、イカも捕れないし。そういうことも、私らにとっては考えてもらわないけんがね。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ。

10番：平木委員

吉田さんのイカ釣りの立場からいろいろ、ヨコワに関してもスルメイカに関しても、考え方がいろいろ、自分のこととしてクロマグロ増やしてほしい、でない、これ獲ってもらわんと困るんだよね。やっぱり、今の国の決め方そもそもからいって、今のこのTACも、例えば今のスルメイカのTACにしる、本当に今ここまで減ってしまったっていうのが、マグロあるいは自然捕食っていうことでそういうものが減ったということもあるだろうし、あるいは北朝鮮とか中国とか、あの辺が日本海で獲つとる漁獲量、

これは本当に国が正確に把握しとるかしてないか。減ったから TAC で増やそうっていったって、本当に TAC でこれが増えてくるものなのか。国際規制というのを、マグロは規制で雁字搦めに自由に捕らせてもらえん。かといって、じゃあスルメイカなんか、外国が獲とるやつを日本がお願いして規制できるかって、これも全然規制されてない。その中で、じゃあ資源管理でどれだけ魚を増やせるかっていうことになって、今のとこ、生産者からすれば疑問だらけ。

今のように、例えばイカを守るためにヨコワを獲るような算段してほしいっていても、国がやっぱり今の国際競争の中で TAC を決められて、国の枠が決められとったら、幾らここで県にお願いしたところで増やしてもらえんという実情はあるとは思いますが、だから県としたら国のほうに今の実情、実態というものがどれだけ伝わるとか、本当に。今、我々もいろんな資源管理の会議で、口を酸っぱくして国には中国、韓国、その辺の、あるいは北朝鮮は国交がないから難しいにしても、日本海での操業に関して規制がどれだけできるかっていうこともお願いしながらですけども、まだまだやっぱりそこへ行くまでに。だから、今、一番意見が言いやすいのは、漁業法改正して、来年、令和 7 年度でシナリオを変更するようになるもんだから、今こういう会議で、現場の中を知ってる人はもうイカがいなくて困るとる、それらの原因はヨコワだとか、あるいはそういうことも含めて、あるいは外国規制の問題にしても、県はやっぱりそのことを改めて国へ言って、ふだん情報交換するだけじゃなくて、実情、今まであれだけ隠岐周辺にいたイカが、今、ある意味じゃ現行水準に落ちるまで、TAC で管理される以前のとこまで落ちてしまつとるというのは、それは漁業者も減ってきてはおるかしらんけど、これ自然のあれだけじゃなくて、国との競争っていうことも含めて、やっぱり県はもっと国に対して管理の方法というものを強く進言してもらいたいってのが、我々生産者だけで、みんなが同じ話ししとつても、なかなか上に伝わっていかない。だから、県の立場として、やっぱり強くその辺の管理の在り方と、あるいはこういう配分の決め方、それをお願いします。

議長（9 番：亀谷委員）

そうですね、現場の思いとか現場の状況はやっぱり伝えていかないと、上のほうはそういうことを、細かい状況を把握せんでいる。ただ、今、平木委員の言うように、全体的に減ってるのに、TAC でもっていわゆる資源増やそうっていったって、ないもんを TAC したところで何もならんという状況。なぜ減ってるのかっていうようなことをやっぱり捉えて、そういう状況をやっぱり伝達していくっていうことが大事じゃないかと思えますよね。

10 番：平木委員

実態は、定置なんかにしても、入らないわけじゃない、入ってる。入ってるものを放流っていう言葉で、生きたものを放流するだけね。定置に入ってしまったら死んでしまう。これはもう投棄です、投棄。廃棄処分。ある意味では、これはもう見つかったら捕まるかしらんような。国がそれをさせとるんですよ、管理という名の下に。

多分、この先にも出てくるから、今、言っているのか悪いのか分からんけども、サバの管理なんかにしても、本当に管理する。あるいは、中国が去年、前回も言ったかも分からんけど、過去に例を見ないような、サバにしてもイワシも大豊漁を迎えとる。そこは、国は全く、どれだけ漁獲をしたか把握できてない。把握できてないにもかかわらず、日本だけが管理して、いるものは獲らせないように、まだ資源が回復してないとか言いながら。だんだん TAC は増えてきたけども、だけど、それで今言ったようなヨコワが増えたらイカが減ってしまったと。資源捕食の部分で、人間が自然界に手を入れて物を変えると、自然体系が変わってしまつて、逆に人間が人工的に魚の自然体系を崩してしまつとるということも、学者さんはいろいろ水研の皆さん言うけども、それが果たしてもう一度見直さなけんというのは。我々

も漁師もみんな、いるものは獲るけども、いないものは獲れないし獲らない。そこを分からずに、いなくなつたから獲るな獲るな。じゃあ来たときに、今のこのスルメイカなんかでも、突然降って湧いてきた時に留保枠を出すのはいいけども、それで賄いきれなかった時は、じゃあイカ釣りの皆さんにイカ獲るのやめなさいということですか。そういうことを県もしっかり国のほうに上げて。

議長（9番：亀谷委員）

よろしく。

このTACの整理については、国からの指示によって、島根県は島根県の割合がこうですよというふうに数字を定めているわけですから、その辺のところ、少ない多いつていうのをここで議論することにはならないと思うので、こういう決め方でこうなりましたよということを諮問してもらえるとということであろうと思います。

そういうことを念頭に置いて、この諮問について御質疑がまだありましたら、どうぞ、お受けいたしますけども。

どうぞ。

2番：大西委員

19ページの第2管理期間の超過ペナルティー返済分で、28年とか29年のが今頃に来るわけですか。

県庁水産課（寺谷）

28年から29年に超えてしまった数量を数年に分けて分割をしたので、それが今の管理年度までは減っていた。ペナルティー分、減っていた分があるんですね。今まで減っていた数量が、もう来管理年度からペナルティーがなくなりますので、元どおりになるということでございます。

事務局（栗田）

補足しますと、第2管理期間にある定置さんがかなり獲ってしまったということで、ただ、獲ってしまったので返済しないといけないんですけども、一括返済がなかなか難しいというお話ありまして。それでこつこつと毎年毎年、一定の数量を国に返していったということが、このたび終わったということで、ペナルティー返済分の減少という表現をさせてもらったということです。

2番：大西委員

それはそれで分かりましたけど、今、平木委員も言われたように、定置には入ってもらいたくないけど自然に入るわけですから、それは全国的に今。ほかの魚も放流するわけですから、やっぱり生活がかかっているわけですから、その辺もちゃんと伝えることは国にもちゃんと。みんな、この島根県だけじゃなくて、テレビなんかの報道見ると、全国各地でもマグロが入ったから、仕方なくほかの魚も金になる魚も放流しないといけないということもちゃんと、今、平木委員が言われたように、ちゃんとそういう場で伝えてもらえたらいいと思います。

事務局（栗田）

国とのいろんな意見交換だとか会議とかにも、漁業者の方ももちろんですけども、我々県の人間も参加させてもらって、その都度、実情はこうなんだという話はさせていただいてますし、平木委員からも口酸っぱくという表現がありましたけど、そういう形で、繰り返しになりますけどもさせていただいているというところです。

県としても、例えばそういった意見交換会とかの場でもきちんと伝えることもそうですし、海区あるいは連合海区、あとは全漁調連とか、そういった形の中でしっかり要望を、粘り強く現場の窮状を訴えていくというのが一つなのかなと。なかなか急にころっと変わるのではなく、クロマグロもそれぞれ国際資源ですし、スルメイカは国で大枠が決められていて、島根県さんどうぞって形なので。なかなか

法律なので守らないといけないことは守らないといけないんですけども、あとは、少し後から出てくると思うんですけども、資源管理の形、運用とか、精度を上げるとか、その辺で何とか国と協調しながらやりくりしていくっていう方法がまず一つなのかなと思います。

2番：大西委員

そこはよく分かりますけど、去年も話したと思うんですけど、放流したら死んでますよね。それを獲っちゃカウントされますよということでしたが。

事務局（栗田）

水揚げすると。

2番：大西委員

でも、結局、全部死んでますからね。死んで、浜に何十匹と打ち上げられてる現状、御存じでしたよね、去年も。今年もその状況が起こる可能性が大です。毎年毎年そんなことしちよつても、TACの意味がないと思うんです。

事務局（栗田）

その辺もなかなかコメントしづらいところはあります。その現状も含めて国には伝えているつもりです。

2番：大西委員

分かりました。ほかの県もあるでしょう、やっぱそういうの。

事務局（栗田）

もちろんそうです。全国ニュースでも、こんな現状だつていうことで、定置に入ったものを放流する際の映像が実際流れたりしていますので、承知のこととは思いますが。

2番：大西委員

分かりました。

議長（9番：亀谷委員）

先ほどから、いわゆる捨てる量とか全国的に現場は増えてるという声が強いわけなんですけど、でも状況から見ても、だんだんそういう状況を、国レベルの法律からすると、前年度と同じだというふうになつとるわけなんですけど、そういう声が国際的に反映されていないというのはどういうことでしょうかね。いつもこう言っても、意見言っても、何も伝わってないということなんでね。何かもつと国の利益、日本なら日本の国としてそういうこと、やっぱり教育的に、そういうふうな言葉があるならば、政治的に、これだけ増えておりますよって理論づけるような方法をやっぱり考えていただかないと、ずっとこの状況が続いていくという状況になろうかと思しますので、その辺のところをもっと強力に進めてもらえるようによろしくお願いしますということじゃないかと思えます。

事務局（栗田）

資源がもっと増えて、それに合わせて枠が増えればそんな心配しなくてもいいかなとは思いますが、近々、国際会議の中で枠を増やそうかつていう話も出てきていますので、そこに少し期待をしております。

議長（9番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

ないようですので、この答申どおり諮問を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように決定いたしました。

(3) 知事許可漁業の制限措置等を定めることについて（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

諮問案件でございます。よろしくお願いいたします。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

～資料3により以下の内容について説明～

- 新規に許可する場合、漁業調整規則第11条第1項及び第3項により、制限措置の内容と申請期間を定め、海区に諮り、公示により申請を受け付けている。
- 今回、新規許可の公示を行う漁業種類は、手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）。許可する隻数は1隻。
- 規則において、申請期間は1か月以上と定められているが、操業の時期を逸し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼす場合はその限りでない。
- そのため、申請期間を令和6年3月13日から令和6年4月12日と設定。

議長（9番：亀谷委員）

ただいま許可漁業について、事務局より説明があったところでございますが、これより委員の皆様の御意見、御質疑を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。御意見、御質疑はございませんか。どうぞ。

2番：大西委員

これは今回初めてですか。もう以前から許可得て。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

今回初めてのことで。新たに新規許可を出す場合に海区に諮らないと、そもそも受け付けられないので、このたび諮っていただいて、公示するということになります。

2番：大西委員

これ、ナマコ桁網漁って底引きでしたっけ。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

底引きの一種ですね。

議長（9番：亀谷委員）

俗に言うナマコ曳き。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

西郷は1隻ほど営まれていまして。

2番：大西委員

あれとはまた別に申請があったってこと。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

具体的には、海士町のほうから御相談がありまして。地元合意等は終わっておりまして、その辺の下話は済んでるんですけども、手続として今回、公示を諮って、答申いただければ1か月の申請期間設けて、手続きをやっていくという流れになります。

2番：大西委員

なるほど、分かりました。

議長（9番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

御意見、御質疑はないようございますので、本件については異議ないものと答申いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（４）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（９番：亀谷委員）

諮問案件でございます。よろしくお願いいたします。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

～資料４により説明～

- さば類 TAC の変更点について説明。
 - ・ 令和５管理年度まさば及びごまさば東シナ海系群（管理期間は６月末で終了）は、関係者合意による国留保からの追加が令和５年１２月１４日と令和６年２月８日に実施されて、島根県が３,２００トンの増加。

議長（９番：亀谷委員）

ただいま可能量の変更について、事務局より詳細な説明があったところございますが、ただいまより報告内容について皆様の御意見、御質疑を受けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。どうぞ。

10番：平木委員

国の留保は、この１万４,５００トン、これもうなしですか。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

国留保は、現在４,５００トン残っております。

一応、数量明示受けているところを具体的に説明いたしますと、島根が２万３,９００トン、山口が２,６００トン、長崎が３万１,７００トン、鹿児島が１万４,３００トン、大中型まき網が１０万１,０７０トン、残り国の留保として４,５００トン。この４,５００トンはまだ国から出せる数量という形になります。

議長（９番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

ないようですので、以上の報告を了解するというところでよろしいでしょうか。

10番：平木委員

ちょっと１つだけ。

議長（９番：亀谷委員）

どうぞ。

10番：平木委員

この留保の配分を２月と去年の１２月、早め早めに、我々からすりや早め早めに。大中は、もう今のうちに獲ってしまっ、次のマグロとか対象を変えようと思っ、とるんで早め早めにやるけど、島根の場合はこれから精力的に、１月、２月終わって、大体２月、３月、この辺から６月までに向けて四苦八苦するわけだ、例年。だから、この留保分の配分を県の渡邊君や高橋君が踏ん張ってくれてはいるものの、もう少し、やっぱりもう一踏ん張りずらして、遅らせてもらわんと。ここで早めにされてしまっ、留保がもうすっからかんになってきてから、島根がさあ足りんぞっ、ということになってきて、間に合わん、ということが出てくるんで、配分の時期をもうちょっと後ろへ倒すように要望しておきます、県の

ほうにも。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

平木委員がおっしゃいますように、グラフのほう見ていただきますと、特に近年、令和4、令和3と3月以降の伸びがすごいこと伸びていまして、この期間は漁業者の皆様に規制をかけてもらった上でこの数字で伸びるので。やはり近年、特に3月以降、3、4、5、6と非常に伸びるというのはおっしゃるとおりで、留保の枠を残しておく。あとは、県としては各県、数量明示受けているところと連絡を取りながら、余ってるところからいただいたりしながら、どうにか漁業者の皆様に不自由がない、制限がかからないように気をつけながら……。

10番：平木委員

いや、十分不自由しとる。関係者合意からも貰ったりしても、規制かけながら、あるいはああいうふうにしなごら、ようやくクリアできとる数量なんで。だから長崎なんかは先に使ってしまった、後に残せ残せと。今年でも、まだやっぱりそういう言い方をしとるわけで、島根は早めに自分らで自主規制かけながらやっても、ぎりぎりいっぱいのとこなので、あんまりに先に、6月までのやつを先に、もう真ん中ぐらいで留保枠、空にしてもらおうと、特に山陰では困る状況になってくるんで、そこんところはちょっと県のほうにも、関係者合意のほうでも強く要望しとってください。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

分かりました。

議長（9番：亀谷委員）

お願いします。

ほかにございませんか。では、以上で報告を了解することといたします。

（5）日本海・九州西広域漁業調整委員会指示について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

報告案件でございます。よろしくお願ひいたします。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

～資料5-1、5-2により以下の内容について説明～

① 太平洋くろまぐろの遊漁に係る指示

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで遊漁者によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示が発出。
- くろまぐろ小型魚（30kg未満）については、採捕禁止。
- くろまぐろ大型魚（30kg以上）については、1人1日あたり1尾まで採捕可能。ただし、陸揚げした日から3日以内に水産庁へ報告する必要あり。
- 全海区における令和6年4月1日からの採捕量の累計が概ね40トンを超える恐れがある場合は大型魚も採捕禁止。

② 九州・山口北西海域のとらふぐ資源管理に係る指示

- 九州から山口北西海域にかけてとらふぐ資源が減少しているため、次の内容を定めている。
- 5トン以上のとらふぐはえ縄漁船を承認制とし、県毎に隻数上限を設ける。また、5トン未満のとらふぐはえ縄漁船は届出制。
- 海域と漁法毎に禁漁期間を設定する。
- 全長30cm以下のとらふぐを採捕した場合は、再放流する。

- 島根県では該当漁船なし。

議長（9番：亀谷委員）

ただいま広域漁業調整委員会の指示について、クロマグロ、トラフグについて説明があったところですが、これより委員の皆さんの御意見、御質疑を受けたいと思います。よろしく願いいたします。

はい。

2番：大西委員

13ページの指導事例が上がってますけど、これはどういうところから、あの人が釣ってますよとか、そういう情報が入ってくるわけですか。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

やはり通報ですね。遊漁船業者が日々、お客さん連れて行かれて、明らかに大きいものを何匹も釣っていると、海保等の取締機関に通報があると、海保等が捜査して、捕まえていくという形になります。

2番：大西委員

それまでに、じゃあ海保が来るまでに逃がしたら、もう捕まらないわけ。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

死んでるものをですか。

2番：大西委員

うん。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

そうですね、基本的には現行犯になりますけど、明らかに死んでるものを取って、海保が来る前に放したとなると、投棄のほうで捕まります。

議長（9番：亀谷委員）

よろしいですか、ほかに。ほかに何かございませんか。

どうぞ。

5番：池田委員

先ほどに関連するんですけども、これらっちゅうのは、例えば遊漁とか、こういった遊びの人の要するに漁獲量とか、そういった数量というのを把握する手だてっちゅうのは今のとこない、申告、届けるだけですよね。

県庁水産課（寺谷）

そうですね、遊漁の漁獲量は、国の研究機関のほうで過去3年ほど調査をしたことあるんですが、そのときのアンケートで、さすがに全ての遊漁者の情報を集めることはできないので、聞き取りできた遊漁者の情報を引き延ばして、推計してというところなんです。今後、資源評価をする上でも、遊漁者の情報、かなり重要になってくるので、採捕報告アプリみたいなものを使って遊漁者の方から報告を求めて、これも任意ではまだあるんですけど、していったら。

5番：池田委員

先ほどに関連するんですけども、やっぱりその辺のところは資源の評価についてはどうなのかなちゅうのも一方ではあるんですけども、例えばヨコワなんかでも、こちらのほうでも遊漁とか、それらが釣ったものについては漁獲の量には反映されてないということも、それはそれで、先ほどの資源の捕食の観点からはいいかも分からないけれども、そういったところもあるし、それから、現に先ほど平木委員から言われたように、スルメイカにしても、かつてはこちらでも40隻、50隻、この西郷にもスルメイカ、

ちょうど日本が世界でも一番の漁獲量、当時あったわけですよね。それで、その当時我々も学校のほうでイカ釣りに行きました。一晩で60トン、70トン釣ったことがあります。これは国際海域のすれすれのところに行って、もう長靴からイカが入ってくるんです、長靴の上から。当然、機械ありません。生徒全員で、これで揚げたんです。そういうふうな漁をしたことがあります。もうそれも半夜です。そのぐらいあったんですよね。それで、日本海というのは閉鎖水域だから、閉鎖水域はまずもって資源の負荷っちゃうのは、当然、漁獲でもかかるけれども、捕食とかそういったことってというのは、すごく評価が難しいと思うんですよ、特にそういった捕食の面からいうと。

かつて、バイオテクノロジーで、ある学者さんが、サケの4年たったら帰ってくる遺伝子をマグロに注入して、稚魚を育ててから放流したらどうなるかと。4年たったら戻ってくるわけですよね。それで、それを授業で披露したら、もうそういう考えはやっとるよ、もうこれ30年前です。私、東京で聞いて、そういう話をしたことあるんです。そしたら、生徒が真に受けちゃって、先生、それいいね、やりましようちって言うんですよね。ばかたれ、そういうことをしたらどうなるかっち、日本海の魚いなくなっちゃうぞと。我々、マグロだけに限って言えばそうだけでも、いなくなっちゃうぞと。

今また、先ほどにまた返りますけども、そういったところで、日本海は閉鎖水域ですよね。それで、そこへ来て、国際海域ではもう中国船が、要するに北朝鮮の代わりにぼんぼんぼんぼん入ってきて、イカを釣ってる。それで、黄海とかそっちのほうは、汚染やら環境破壊でもういなくなっちゃったから、中国が出てきてる。かつては、日本が一番だった1,280万トンぐらい獲ったとき、一番のとき、そのときにある学者は、水産の学者が、世界で1億トンまでは獲れるだろうという推計をした。今や中国だけで5,000万トンですよ。その当時500万トンだったですよ、中国は内水面の魚だけで。だからもう海の魚は獲らん。ところが、出てきて、今や世界の5,000万トンは中国ですよ。中国だけで揚げとるわけですよね。あらゆるところで、海洋進出っちゃうのはそういう面で、軍事面でもあるけど、海洋進出はそういうところでもあると。

だけん、そういうところで、日本がこうしてはおるけれども、東シナ海、されてるのは当然ですね。その産卵場の海域にそういったところでイワシやともかくみんな根こそぎやっちゃうわけですよ。これ、中国の漁業法ですから、日本の漁業法じゃないですから、日本が幾らこうしても駄目。今、マグロについてはそういったところで、何とかそういったところで資源回復しつつある。これは太平洋、主に太平洋ですよ。だから、そのこのところのところが、外国でどれぐらい獲ってるかっちゃうのを把握できてないですよ、実際に。だから、そのこのところ、資源評価とか資源管理というのは非常に難しい。もっとそこらのところを注意しないと。

このこのところ、先ほど言ったように閉鎖水域ですから、今度はイルカなんかも。イルカなんかちょっと異常ですよ、もう、近年。数が全然違います、イルカの数。1、2頭とか10頭とかそういう問題じゃないです。何百頭、何千頭っておりますから、これ。すごい数がおるようになってる。私も出くわしたことがある。これ何だっちゃうような。びっくりする、恐ろしいですよ。そのくらいおりますから、それらの捕食もすごいサイクルなんで。そうすると、イカなんかは一番狙われるわけですよね。

だから、そこらのところをやっぱりする気であれば、幾らそういったところであるけども、数量把握っていうのはまずできない。何らかの方法を取らないと、結局漁業者にしわ寄せが行くということなんですよ、それぞれの地でいうところ。やっぱりそのこのところ、ちょっとこれ見たときに、いや、本当に一体これできてるんだらうかというところ、これは前回は話しましたが、それが全てじゃないかなと。そこらから、やっぱり適正な資源管理をしていかないといけないんじゃないかなと。日本だけで、あるいはこの海だけではなく。

トラフグなんかも結構釣れますよね。最近、大きなやつが釣れるんですよ、一本釣りで。私は食べませんけども、釣れても、しびれるのは嫌ですから。結構大きいのが釣れます。だから、そこらのところもやっぱりいろんなところが考えていかないけんちゅうのはありますけどね。禁止禁止じゃなくて、保護保護じゃなくて、やっぱり全体を見渡してるようなことを。その辺のところはちょっと、本当にこれいいのかないかなっていうのがありますね。

県庁水産課（寺谷）

今、池田委員さんから言われた外国による漁獲の話と、あと大きなトラフグ、捕食の話もありました。

捕食のほうについては、先ほどお話しさせていただいた資源の評価の精度向上で、それを漁獲可能量に反映していく仕組みとかを作っていく必要があるかなと。今後、国に対してそういう働きかけていく必要があるかなと思ってます。

外国による漁獲についてスルメイカのほうで少し説明が漏れておりまして、スルメイカについては、日本のほかに韓国、中国、ロシアが漁獲している状況でございます。日本だけ守って、外国が守らきゃ駄目という意見は、TAC 意見交換会とか、漁業者の方、様々な方面の方から意見が出てまして、水産庁に対して強く要望をぶつけてるんですけども、水産庁としては、外国に守らせようとするのは、これは国際交渉の部分で、水産庁が管理できないところ。国際交渉の担当の部門に情報はちゃんとその都度伝えているというふうな状況です。政府としてはなかなか難しいところが現にあります。

ただ、民間業者は、今、日本と韓国のイカ釣りの漁業団体が日本海のスルメイカ資源について話し合いをする場が近々設けるという話も伺っていて、政府でできないところは民間同士でまずやっていくような動きも少し耳にしているところでございます。

議長（9番：亀谷委員）

スルメイカの先ほどの関係ですけども、6ページに漁獲高が出てるんですけど、実際にこれは把握したのはこの数字ということですか、中国は。中国はこの、ほんの僅かな、割合としてはね。

県庁水産課（寺谷）

中国の漁獲量が正しい値ではないっていうところは、多分そのとおりなんです。本当に正確かっていうのは、疑う必要はあります。国の研究機関では、あくまで中国側が示している公表値を使うしか現状ない状態で、あとは論文とかで公表になっているものを使うかなんですけど、それが本当かっていうのは、やっぱり調べようが現状なくて、行政側で、政府間でしっかり話し合いができるような段階になれば、研究機関のほうも相手の中国とかのほうの研究者と意見交換することができるんですけど、今、研究機関が勝手に動き出すっていうのもできないような状況でございます。

議長（9番：亀谷委員）

それじゃあ、ほかにございませんか。

ないようですので、この報告を了承するということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それじゃあ、先に進めさせていただきます。

（6）資源管理の推進に向けた新たなロードマップについて（報告）

議長（9番：亀谷委員）

事務局より説明をよろしくお願いたします。

県庁水産課（寺谷）

～資料6により以下の内容について説明～

- 水産庁が策定した資源管理の推進のための現行ロードマップは、令和5年度末までの目標と具体的

な工程が示されている。

- そのため、水産庁から新たに令和6年度より始まる新ロードマップ（案）が別紙のとおり示されたことを説明。

議長（9番：亀谷委員）

何か、この際ですから御意見とか御質問があればお受けいたしたいと思います。

10番：平木委員

度々失礼なんですけども、4ページの太平洋、マサバ太平洋系群、ここ、緑のところに入ってるんですけども、去年は不漁も不漁、大不漁かな。やっぱりこういうところは評価の違いが、今のMSY評価っていうのが一体どこまで正確なのかとかいうようなことが、こういうところでも表れとるのに、こういうことは反映されてない。こういう会議なんかにしても、ここで言ったことがどこまで伝わるかどうかというのはちょっと疑問ではあるけども、でも我々も会議でいろいろ発言をするんですけど、やっぱりいろんな方向から国のほうに伝えるっていうことがないと、だから県は県でやってくださるから当然いいことだけだし、だけど県もやっぱり管理の担当の人はそれぞれにすごい詳しい人たちばかりだから、仕組みも知ってるけども、やっぱり今以上に国のほうには、こういう一つ一つの指摘できるようなところは、もう随時。管理、ロードマップ見とったって、甚だ疑問なところばっかりで、どこを突っ込んでいいやら、今の委員長の話もそうです。言葉はだらだら長いけど、どこを突っ込めばええのか、何を質問していいのか分からんようになる。

県庁水産課（寺谷）

すみません、これは…。

10番：平木委員

だから、こういうことをやっぱり県からそれぞれの担当詳しい者が国のほうには届けてほしい。さっきから言うように、スルメイカなんかでも、本当はもっと中国、北朝鮮、韓国、あの辺が管理もっと厳しくやっつけば、ここまで減ることはなかったはずだと思うんですよ、日本海が。それで、こういう状況になってしまってから、日本だけが制限して管理したって全然意味のない管理で、しかも管理せんでもいいものをどんどん管理して行って、このロードマップで百何十魚種、百九十何魚種、これから増やしていくことをしたり、獲れる魚のそれこそ8割はこれから管理する方向に向かっていくんだけど、果たして本当に国がそれをやっていいのかどうか。もうこの管理そのものを本当に見直すべきところに来とるのにもかかわらず、どんどんどんどん増やして行って、全国の漁業者が、定置にしる、今のイカ釣りなんかにしてはイカの問題。まき網はまき網で、枠で縛られとる。定置であろうが、漁業者そのものの全部が声を出していくというのは、こういう委員会で一番、県内の漁獲量の調整をせにやいけん場で、本題の話になかなか向いていかずに、そういう苦情の集積場になってしまうようなこと自体がおかしい状況だと思うので、だからやっぱり、我々は我々で生産者が声を上げるけども、やっぱり県は県で、もっと現場との意見のほうの徴集なんかも、こういう場で初めて聞くとかじゃなくて、身近に声を聴いてまわる。そういうことをお願いしたい。

これは何回も、同じことばっかり言っって何だけど、書いてあることがほとんど一緒だもん。

議長（9番：亀谷委員）

ほかに。どうぞ。

2番：大西委員

平木委員とまた同じような、かぶるかもしれませんが、あと6年から12年まであと7年もあるわ

けですから、こういうものを作るのも仕事でしょうから作るんでしょうけど、この間にどうなってるかもまだ、どうなるかも分かりませんし、今の状況だと。それこそイカが全然いなくなったとか、ここの海区の委員会がどれほど発言力があるか分かりませんが、そういう機会があったら、あちこちから本当にそういうことを、声を上げてほしいと思います。計画を勝手に立てるのはいいけど。

事務局（栗田）

国のほうも、立てたからといってほったらかしというわけではなく、きちんと定期的に見直したり、どこまで出来てるかっていうところを確認して、それも公表するっていうことになってるはずなので、そこは適宜、委員会のほうで、御説明させていただければと思いますし、あと、すみません、3ページのところで、新たな資源管理の推進に向けたロードマップというところで、令和2年度にスタートしたものの。このロードマップ出たときには、たしか国のほうが差配して、全国、国の担当者が歩いて浜の意見とか聞きながら、そういう説明会をしていったのかなと思ってまして、ちょっとその辺、詳しくは聞いてませんが、もしかしてこの新たなロードマップの説明会があるのかなとは思いますが、その辺、県庁、情報がありますか。

10番：平木委員

それって県がやる。国でしょう。

事務局（栗田）

もちろん国が…。

10番：平木委員

伝わらなかったから、我々がぶち切れたわけですよ。何回会議開いて、ステップ1から2に移行しますよっていうことも、それでは駄目ですよっていう会議で言っても、そこは無視されて進んでしまった。でも、太平洋は太平洋で、愚図ったら止められる。だから、愚図り得なのか、国も一定の方向できちんと動けばいいけど、我々で対馬暖流系群で話したときは無視され、太平洋が愚図りに愚図り倒したら、カタクチのときでもストップして進まなかった。そういうのを突っ込んだら、言い訳はしますよ、国も、確かに。言い訳はするけども、正当な言い訳じゃない、我々からしたら。なぜ我々のやつを無視したのか。あのとき返事したかしないか分からんけども、届けたはずだと、問題は。境港もいつも会議やっとなのに、問題常に提起して、4年目に今の担当者が、水産庁の班長が替わって、ようやく答え出ました。この管理のTACの総量で、島根県の、これを経営体で割ってくださいと。これで経営体が維持できますかと、この配分量で。ここに掛け算をすれば、キロ単価で掛け算していけば、あんたらは、国のほう、ちゃんとデータ持ってるわけだから、経営体数で割って、1経営体がこの当初配分で。50円掛ければどうなるのか、100円掛ければどうなるのか、その辺まで今現在の評価で計算してみてください。4年連続、この会議の中で言いました。今の管理部長その人にずっと言っても、答えてくださらなかった。5年度に替わって、今の班長が境港へ来たときに、その人はよくやった。その人は、この前、西郷に来た松島班長は、結局、答えが出ました。無理です、これで経営は維持できません。だから、水産庁、国でも分かってくれる人は分かってくれるけど、何か知らんけど、こういう問題は上に行くほどおかしい方向に。下の皆さんは分かってくれてくれるけれども、どっかで曲がってしまう。だから、今みたいに、こういう場面でも、島根県隠岐の海区調整委員会でこういう意見が出ましたよって島根の人が言うと、定置なんかの場合、京都とか福井だとか、あの辺の定置はもうすごい馬力で、そこら辺りの島根県の定置の皆さんが優しいっていうか、優しく聞こえるんだよね。強硬な、水揚げ金額も大きいだろうけど、すごい利益が出る。だけど、やっぱりそういう業界からいろんな意見が出てこない、国もなかなか考えを変えざるを得ん。そこまで追い込むんじゃないと、それは県がやってくれるとかじゃ

なくて。やっぱりそれぞれの持ち場で皆さんが葦旗でも揚げていくかっていう、そういう国に対する圧をじわじわじわじわとかけていかんと、いつになったら、これ改善しないですよ。今、漁業者の皆さん、楽しとる漁業者ばっかしですよ。ああ、この管理でいい管理だったねっていうの。たまに間違ってる人おるわけ。管理してもらってよかったっていう、定置の皆さんとか。だけど、今の間違った方向、いろんな考え方あるとは思いますが、意見だから、いろんなことを国にまとめさせる材料としてこういう会議でもあるので、だからあんまりくたくた言うのも皆さんに対して失礼になるかと思うけども、言って、議事録に上げて、とにかく県から国のほうにも伝わるようなことを発言しとかなないと、これで通過しましたから、じゃあロードマップこれでいいんですねって終わってもらっちゃ。このロードマップ自体がそもそも、これいいロードマップですねっていうロードマップじゃないわけだから。間違った方向に進むように漁業者がした。間違ったロードマップ示されて、いいですねとは、よう言わん。だから、何とか耐えられるべきロードマップ。そこんところは皆さんがご理解できるようにお願いします。

進めましょうか。

議長（9番：亀谷委員）

それじゃあ、ほかにないですか。

いろいろ意見があるようでございますが、ロードマップ案を参考資料とともに提供されて、報告を受けたということで了解したいと思いますが、よいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（7）クロマグロ関係（法律の一部改正）について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

事務局より説明をよろしく願いいたします。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

～資料7により以下の内容について説明～

- TAC 報告義務に違反したクロマグロが流通する事案が発生。
- このため、クロマグロについて TAC 報告時の個体管理や取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設を盛り込んだ法律が国会に提出予定。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、以上、説明があったところですが、委員の皆様の御意見、御質疑をお願いしたいと思います。

どうぞ。

2番：大西委員

確認ですけど、ナマコとアワビと…。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

あとシラスウナギ。

2番：大西委員

ああ。それにクロマグロが加わると。あの分の罰金2,000万のやつかな。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

ああ、そうですそうです。

2番：大西委員

あの分に加わるということでしょう。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

あの法律に加わる。

2番：大西委員

加わるということですよ。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

はい。

2番：大西委員

今日はその話に尽きるけど、この大間の分にしても、その枠じゃ食っていけないから、ああいうことしたってという説もあるし、国に抗議する意味でわざとやったといういろんな話も聞きますけど、結局そこに尽きます。それだけじゃ食っていけないから、本当に。その枠の中で。燃料は上がるけど、漁獲高は、捕っちゃいけないよってというのが減るわけだから。そこら辺は意見として。

議長（9番：亀谷委員）

ほかにございませんか。

なければ、以上の報告を了解するというところでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（8）令和5年の島根県漁業の動向について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

事務局より説明をよろしくお願ひいたします。

隠岐支庁農林水産局（佐藤）

～資料8により以下の内容について説明～

- 総漁獲量は10万3千トンで前年の105%（平年比110%）。生産額は197億円で前年の111%（平年比114%）。
- まき網漁業は、漁獲量が8万6千トン、生産額は94億円。このうち中型まき網漁業の漁獲量は7万9千トン、生産額は83億円。
- 沖合底びき網漁業は、漁獲量が2千トン、生産額は15億1千万円。
- 小型底びき網漁業は、漁獲量は3千トン、生産額は16億3千万円。
- 定置網漁業は、漁獲量が5千5百トン、生産額は21億円4千万円。
- 釣り・延縄漁業は、漁獲量が730トン、生産額は8億1千万円。隠岐地区の釣り漁業は、漁獲量が207トン。
- いか釣り漁業は、漁獲量が297トン、生産額は3億6千万円。

議長（9番：亀谷委員）

今、説明があったところですが、お聞きしたいことがあればお受けいたします。ないですか。

こういう状況であったという報告がなされたことを了解するというところでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（9）その他

議長（9番：亀谷委員）

それでは提出された議案については以上であります。そのほかに事務局のほうから何かありますか。

事務局（栗田）

事務局のほうでは特にはないです。

議長（9番：亀谷委員）

事務局のほうではないということで、それでは、全体を通して。

2番：大西委員

まず、去年の海区のときにも、沿岸…何課ですかいね、女性の方が来られたときに。名前が出てこん。計画でマダイの放流が今年度もある、来年度もあるわけですよね、島根県として。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

栽培漁業……。

2番：大西委員

ああ、そうそうそう。今、現実、マダイは結構邪魔者扱いされてますけどね。いや、本当に。池田委員も御存じのように、シロイカに食らいついてくるとか、量がすごい今、増えて僕らの地元の漁業集落では誰も釣りませんよ、安い。それなのに放流するのかなと思って。まあ、年次計画で。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

そうですね、県の昨年、策定した計画の中でもマダイとヒラメは引き続き放流をすると。尾数も前回の計画とあまり変わらない数字ですけども。サイズとしては、今まで、要は生き残りをさせるためにある程度大きいサイズで放流というふうな前提でしたけども、少しサイズは小さ目にはなっております。大西委員から言われてるマダイ、いろんな意味で、以前は高級魚という形でいろいろな扱いでよかったんですけども、最近はそのまで値が取れないというところで、出荷してもそんなにお金にならないというのは分かっておりますけども、ちょっと今、計画のところで引き続きというところで、それを策定する前段のところ漁業者の方にもしっかりとアンケートは取らせていただいて、そのアンケートの中でも、一応、まだ引き続き放流していただきたいという意見はありましたので、それに基づいて計画は策定しております。申し訳ない、その計画が今後まだ5年間ほどはありますので……。

2番：大西委員

いや、まあ、だから、安いから誰も釣らないし、放流するし、増える一方で。そりゃ何か……。まあ、そういうことです。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ。

1番：牧野委員

さっきのアンケートの調査っちゅうのはいつ。年度明け。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

いや、もう策定する前段でアンケート調査をしていますので、令和3年ぐらいにアンケートを取ります。

1番：牧野委員

そのアンケートにかぶせて、マグロ管理の計画だ、やり方に意見があるとかも言っているんですか。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

マグロのほうは。あくまでも栽培漁業のことでの問合せというか、アンケートの内容なので、マグロの資源管理という部分での意見はもらってません。

2番：大西委員

島根県内では稚魚を、あれするにはマダイしかできないの。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

今、マダイかヒラメ。

2番：大西委員

ああ、だからそれもあってってことですかね。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

はい。新たな放流魚種としては、キジハタというのを今後ですね、ちょっと考えていくっていうところは盛り込んでます。

2番：大西委員

隠岐の島町漁業集落でも、高級なキジハタとかクエとかナマコとか、そういうのを研究して、島根県でできるように。他と取り合いになって、数が足りないということになるんで。マダイは放流……。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

付け加えますけど、ナマコについても、今、県の水技センターのほうで種苗放流ができるように、少しずつですけども、やっています。ただ、ちょっと今、親のナマコがなかなか見つからなくて、親自体は県外から提供いただいて、その親から取った子で、今、放流をしてるところですけども。もう少し県内で何とか親を確保して、もっと多く、量を多く放流できるように取組を今、進めてるところです。

2番：大西委員

分かりました。まあ、なるべく高級なやつを。

議長（9番：亀谷委員）

キジハタは放流してるみたいですよ。

2番：大西委員

それと、ちょっとこれも今日、結論が出る話じゃないと思うんですけど、隠岐の松葉ガニはカゴで捕って、隠岐ガニでタグつきで出してると思うんだけど、鳥取県とか、ほかの県では必ずあれがあるでしょ。もっと、鳥取県だったら五輝星とかあいう。あいうのは、島根県はしないんですか。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

漁業者のほうで、たしか500グラム以上のカニに対してタグを打ってると思います。県としてこれだというのは、今、特段には動いているということはありません。

2番：大西委員

すみません。それと、最近よく島後の一本釣りの方から聞くんですけど、本土から船で来て、遊漁船、人を連れてきて、一本釣りの人が釣ってるすぐ目の前のほうで釣るっていう、結構多いらしいですよ、最近。それはやっぱり、ただ来ないでというお願いしかできないですよ、今の段階では。

議長（9番：亀谷委員）

それは釣れてるから、目がけて来る。

2番：大西委員

そうそう、そうそう。

3番：吉田委員

自由だけんな、言われんと思う。

2番：大西委員

すごい何か最近多いらしいですよ。それは地元の本一本釣りの人が見つけた場所におれば、おるわね、それはね。それ目がけて来るらしいですわ。

5番：池田委員

だけん、それは取締りは、もしかすると小型船の航行区域で、恐らくこの海峡を渡ってくるちゅう

ことになる、トン数からして、それを持ってるかどうかの問題だから、保安庁で取り締まるしかない。

事務局（栗田）

大きな船ですか。

2番：大西委員

結構。

5番：池田委員

10トンぐらいあったら、それは恐らく取っとるだろうけど、航行区域の。離岸10マイルまでですが、普通のは。

事務局（栗田）

一本釣りなので、ご承知のとおり自由漁業なんですけども。例えばですけども、地元で一本釣りの方が潮上から流して、潮下まで流すような釣りがもしあったとして、流れる下には、後から来た人はつけないでねとか、例えばですよ、そういったルールがもしあれば、そういったところ協力してねと、うちの地先はこんなルールでやってるから、よそから来たあんただけ協力してねということと言えるのかなと思うんですけども。ただ一方的にうちの前から出ていけっていうのは、逆にちょっとトラブルのものかなと思うんですけどね。非常に難しい。

議長（9番：亀谷委員）

遊漁する人は、そのほうが一番、探さなくていいから。

5番：池田委員

確かに。

議長（9番：亀谷委員）

手取り早いから、そこ行くと。そうすると、その遊漁船の成績というか評判がよくなるから、お客さんが付くという。

2番：大西委員

そうそう。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ。

1番：牧野委員

マグロのほうの厳格な管理なんですけど、遊漁のトン数は40トンあるじゃないですか。これゼロにすればいい。その分、定置にやればいい。定置は制限から出ないところを、専業として皆。遊漁は遊びじゃないですか。そっちをゼロにして、その分、40トン、定置に入れればいいと思うんだけど。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

なかなかその辺は。

事務局（栗田）

もちろん、漁業者の方は生活がかかって生業にされて、一方で、遊漁の方は、要はレジャーとか遊びですけども、今の海業、そういうところもありますので、一方的に遊漁は捕るなというわけにはいかないと思いますので、そこは現時点でいろんなデータを取って、全国で40トンというところからスタートして、さっき寺谷君が説明しましたが、徐々に遊漁のほうもTAC管理という話も出てくるので、そういったところを鑑みながら様子を見ていこうかなというふうに思います。現時点ではそういう状況です。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ。

5番：池田委員

先ほどの話でね、ニナ貝だってできないんだから、それは。これだけ口にずっと入ってないのに。今年ね、私も眼鏡で見て3個見ました。異常に大きいんですよ。すごく大きいんです。

2番：大西委員

ああ1個当たりが。

5番：池田委員

1個当たりが。1個が大きいんです。それ、3個見ました。どいつも大きかったです。ただ、それがどういう状況で大きくなってるのか、再生産に加わるのかちゅうのは疑問ですけども、それは見ましたね。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

その前の年は見れなかった。

5番：池田委員

その前の年は見れなかったですね。ですから、あんまりに大きいから、その前の年、大きいから、我々はニナ貝ってこんなもんだと思ってるから、だから目に映らんかったんでしょうね、かもしれんです。ところが、あまりに大きくなり過ぎて、目に入ったのかもしらん。ただ、小さいやつはいます。

議長（9番：亀谷委員）

島根県の半島でニナ貝の生息っていうか、繁殖状況なんかを、ちょっとまだ調査なんかしてないですか。

事務局（栗田）

そうですね、過去、これまでも委員会のほうで、時々ニナ貝についてはどうなのという話がありまして、水産技術センターのほうに話をしまして、新規課題の中でそういった調査をできるように今、検討を進めてるということですので、また状況分かりましたら、委員会のほうで報告したいと思います。

2番：大西委員

それと、ちょっと報告になりますけど、前回の。前回というか、以前に佐藤さんと話したんですけど、アラメが異常に去年の秋ぐらいからすごい、もう根元から抜けてるんですよ。やっぱり温暖化の影響もあるかもしれませんが、そこら辺の調査もちょっとお願いできたら。やっぱり、この前ちょっと潜ったんですけど、アラメ少ないですよ、今年。何の影響かは分かりませんが。

6番：升谷委員

ウニがすごく多くないかな。

2番：大西委員

ウニは多いですよ。

6番：升谷委員

その影響はないかな。

2番：大西委員

それもあるかもしれんね。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

食害は以前から、ウニによる食害というのはいろいろ言われてますけども。根っこから抜けている、漂着してるっていう状況ですよ。それのところはまた食害とはちょっと違う、何らかの、成長を阻害されている、抜けてしまったというところがあるのかなとは思いますが。

2番：大西委員

あんだけ抜けたこと、今までなかったんですけど、ここ何十年と。去年はすごく抜けてて、この前、久しぶりに潜ったら、やっぱ少ないですね、アラメ自体がね。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

随分前に、石見のほうの、飯浦とかあの辺が、アラメが一気に抜けて流れているのもあります。それはほんの一時的でしたけども。

2番：大西委員

今は回復してますか。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

以前まで戻ってるかどうかというのはちょっと分からないですけども。それ以降は、抜けてまた流れてるっていうのは起こってないと思います。

2番：大西委員

大田のほうではサザエも少なく、何か大きいやつを、放流したっちゃう話も聞いたけど、それも本当ですか。

事務局（栗田）

そうですね。非常に減ってまして、かなり減ってる。

番：委員

もういないぐらい減った。

事務局（栗田）

そうですね。実際、何とかしないといけないということで、よそから母貝とって、親のサザエを持ってきて。実際、漁場に放流してるような状況があります。

2番：大西委員

いや、一番危惧してるのは、ニナ貝も島根半島がいなくなって、その何年か後にこっちも全然なくなっただけで、もしかしたらサザエもそうなるんじゃないかっていう。

事務局（栗田）

住んでる水深帯がちょっと違うので、原因は違うかもしれませんが、そこはちょっと心配なところではありますね。

2番：大西委員

分かりました。

議長（9番：亀谷委員）

その辺のところの調査、よろしく願います。ほかにございせんか。

ないようですので、以上で会議を終了いたしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、予定された議題、そしてその他についてもないようですので、これにて会議を終了いたします。

事務局のほうで次の会議の開催予定はいつ頃になるのか、よろしく願います。

事務局（栗田）

次回、6月頃に隠岐の島町のほうで開催予定でございます。議題としましては、令和6年のサバ類とズワイガニのTACの諮問を予定しております。

議長（9番：亀谷委員）

それでは、そういうことで、これにて議事を終了いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部水産課	主任	寺谷	俊紀
隠岐支庁農林水産局	水産部長	仲村	克広
	主任	佐藤	勇介
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	栗田	守人
	主任書記	渡邊	友美